

○富山市老人憩いの家条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第101号

改正 平成17年9月30日富山市規則第294号

平成22年5月17日富山市規則第49号

令和元年9月30日富山市規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市老人憩いの家条例（平成17年富山市条例第154号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 老人憩いの家（以下「憩いの家」という。）を使用しようとする者は、入館の際、入館者受付簿に必要事項を記載して条例第3条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の承認を得なければならない。

2 憩いの家を団体（15人以上の集団で使用する場合をいう。）で使用しようとする者は、使用日の5日前までに使用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。

4 前3項に定める書類の様式は、富山市老人福祉センターについて定められたものの例により、別に定める。

(使用料の免除)

第3条 条例第8条第2項の使用料を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、施設の使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、この限りではない。

(1) 市が主催するとき。

(2) 別に定める事業を指定管理者が主催するとき。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定する公共的団体等のうち社会教育、社会福祉、自治振興等の団体が使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第4条 条例第8条第3項ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第8条第3項第1号に該当するとき。 全額

(2) 条例第8条第3項第2号に該当するとき。 別に定める額

（端数計算）

第5条 前条の規定による使用料の還付の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

（細則）

第6条 この規則に定めるもののほか、憩いの家の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市老人憩いの家条例施行規則（昭和53年富山市規則第11号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第294号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月17日富山市規則第49号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 3 0 日 富山市規則第 3 8 号）

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。